



# Peaceful Coexistence

*Kenji Tshikawa*  
*(Univ. of Tokio)*

# 0. 国際私法と国際憲法

- 国際私法 = 抵触法 (Conflict of Laws, Kollisionsrecht)  
渉外的私法関係において、どの国・地域 (法域) の、(たとえば) 相続法によるべきか
- 抵触法の法源は、国際「公序」を除いて、主として国内法  
「法の適用に関する通則法」の第3章「準拠法に関する通則」
- 国際私法と憲法と植民地法 (準国際私法) A. V. ダイシー と山田三良  
植民地帝国日本における「共通法」～諸「法域」をまたがる事件の調整  
憲法と私法の抵触～「公序良俗」「間接適用」(人権の私人間適用)  
国際関係 (軍事・外交) に関するルールも、国際「公序」を除いて、国内法が法源  
ミルキヌ = ゲツェヴィッチ 『国際憲法』 『憲法の国際化』

# 0. 国際私法と国際憲法

- 国際私法と国際憲法の現在～法源（法の存在形態）は、主として、国内法
- 予定調和（ハーモナイゼーション）を期待したが、あくまで各国における一方的な規定
- 各国ごとに間尺のまちまちな柱が、国際社会という天蓋を支える構造  
国境にまたがる企業に対する国際課税も、同様の苦勞を抱えている

# 0. 国際私法と国際憲法

- 立憲主義～異質な他者との共存のルール～対内的側面と対外的側面
- 憲法 9 条の国内憲法的側面
  - 統治機構論（消極的権限配分規定・正統化論・財政根拠規定）
  - 人権論（消極的権限配分規定・正統化論・主観的権利規定）
- 憲法 9 条の「国際憲法」的側面
  - 軍事・外交に関するルール



# Peaceful Coexistence

「平和国家」の  
岐路に問う

# 1. 会盟と憲法

## 会 盟

- 一、列侯会議を興し万機公論に決すべし。
- 一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す。
- 一、上下心を一にし盛んに経綸を行ふべし。
- 一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべす。
- 一、徴士期限を以て賢才に譲るべし。

(「五箇条の御誓文」福岡孝悌修正案)

# 1. 会盟と憲法

- 「会盟」とは、ホイトン『万国公法』のマーチンによる漢訳では、国家連合 (confederation) を意味する言葉（「衆邦相盟」「衆盟之邦」とも）
- 最初の憲法である「政体書」にも、府県藩は「私ニ通宝ヲ鑄ル勿レ」「隣藩或ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ」という表現が登場するが、アメリカ合衆国憲法について coin money を「鑄通宝」、treaty-making power を「立約之権」、treaties を「盟約」と訳したマーチンに、倣っていることは明らか
- a supreme federal government に相当する「太政官」の権力は、立法権・「行法」権・司法権に分かたれて、「議政官」、「行政官・神祇官を含む七官」、「刑法官」の、三種の組織に配分される。
- 国家結合と国家形成

# 1. 会盟と憲法

- 国家結合の基礎は、条約（≠外交権の一環としての条約締結権）
- 日露戦争後の『日本国法学』から、第一次大戦後の『日本憲法』を経て、昭和戦前期に改訂を重ねた『憲法撮要』に至るまで、美濃部達吉の憲法学体系には「国家ノ国際的結合」の項が設けられている。

「国法上の国家結合」～「連邦国」「宗主国と附庸国との関係」「国法上の属国」など

「国際法上の国家結合」としては、（1）行政上の協同関係（2）攻守同盟（3）保護国関係（4）同君国関係（5）国家連合（6）国際連盟の6種類

「世界ノ平和」「世界ノ文化」のために組織された「最モ大規模ナル国際的結合」としての「国際連盟」が、これらのうち最も進化した国家結合のはずであったが、米国は初めから参加を拒否し、日本も「昭和八年之ヨリ脱退シ」、第二次大戦勃発後は、ほとんどその実権を失って、「解散ヲ待タズシテ自然解消ノ姿ヲ為スニ至レリ」



# 1. 会盟と憲法

- 佐々木惣一『日本憲法要論』～「前論」のまとめが「国家ノ結合」
- 国法上の国家結合
- 国際法上の国家結合

保護国関係のような「従属的關係」

対等な法主体どうしの「併立的關係」

「共通的關係」～同君国關係など

「偶然的君合關係」～身上連合／「作為的君合關係」～物上連合（ハプスブルク帝国）

「組合的關係」

「行政的結合」～行政上の協同關係

「政治的結合」～国家連合と国際連盟

# 1. 会盟と憲法

- 美濃部とは異なり、そもそも「国家ノ共同ノ施設」の欠如を理由に、「所謂攻守同盟ノ如キハ国家ノ結合ニ非ス」と切り捨てられた
- 「政治的結合」については、アメリカ・スイス・ドイツの国家連合はすべて、「国法上の国家結合」としての連邦関係に転じたため（連邦国家）、国際連盟だけが残された。「世界ノ列国」が協力して「世界ノ平和」を促進するための「組合的關係」として称揚されるが、「一ノ国家ヲ成スモノニ非ズ」と釘を刺している
- 戦前の憲法学と「戦後日本」のそれを対比した場合、最も顕著な差異は、戦後の憲法学体系が、美濃部・佐々木自身も含めて、この国家結合論の章を切り落としたこと
- 帝国主義的な「利益圏」「勢力圏」の消失のみならず、敗戦に伴う帝国日本の領土・領民の分離・独立、とりわけ台湾・朝鮮半島の脱植民地化を受けてのものであることは、いうまでもない。言説空間としての国家結合論からの離脱をも、同時に意味していた

# 「平和国家」の 岐路に問う

石川健治

## 平和学事典

Encyclopedia of Peace Studies

日本平和学会 編

丸善出版

## 2. 欧州公法と米州公法

- 欧州公法

ウェストファリア条約体制（1648、「キリスト教国間の法」）⇒ウィーン条約体制（1814／1815）⇒パリ条約体制（1856、「文明国間の法」の時代、「欧州公法」から「万国公法」へ）⇒ベルリン会議体制（1878、「同盟政策」の時代）（⇒ベルリン条約体制〔1884、「利益圏」「勢力圏」〕）⇒義和団事変・北清事変・英独協定（1900）（⇒日露戦争〔第零次世界大戦、同盟の組み換え、英独対決構図〕、第一次世界大戦）⇒国際連盟（1920、「安全保障・国際裁判・軍縮」）⇒不戦条約（1928、「憲法9条1項の淵源」）⇒日独伊三国同盟（1940、「同盟政策への復帰」）⇒国際連合（1945、「安全保障政策への復帰」）

## 2. 欧州公法と米州公法

- 米州公法

ナポレオン戦争の余波で、ラテン・アメリカの脱植民地化

アルゼンチンの国際法学

欧州公法との摩擦、第二次世界大戦からの距離

チャプルテペック協定（同盟政策の採用）

メキシコシティのチャプルテペック (Chapultepec) 城で行われた「戦争と平和の諸問題に関する米州会議」で、1945年3月3日に採択された「相互援助および米州連帯に関する宣言」

「集団的自衛」権概念により、米州公法 = 同盟政策の、国連憲章への挿入

26,400 円 [税込]

# 平和学事典

Encyclopedia of Peace Studies

「平和国家」の  
岐路に問う

# 3. 憲法9条の国際憲法的側面

- 安全保障政策（不戦条約の段階）の選択
- 同盟政策への復帰の禁止

# 3. 憲法9条の国際憲法的側面

- 安全保障政策（不戦条約の段階）の選択
- 同盟政策への復帰の禁止
- 外交権（条約締結権）への制約条項（○日米安全保障条約×日米同盟条約）



# 3. 憲法9条の国際憲法的側面

- 安全保障政策（不戦条約の段階）の選択
- 同盟政策への復帰の禁止
- 外交権（条約締結権）への制約条項
- 安保法制（＝集団的自衛権の行使容認）違憲論

# 「平和国家」の 岐路に問う

石川健治

平和学事典

Encyclopedia of Peace Studies

日本平和学会 編

# 4. 政治の概念

- ポリス（公共の福祉）への政治～「警察」への縮減、緊急事態条項

# 4. 政治の概念

• ポリス（公共の福祉）への政治～警察への縮減、緊急事態条項

• 力としての政治～敵・味方の区別、異質な他者の存在の殲滅、同盟政策

戦争反対が強力な  
トナルトイ  
現実=政治力ヲ持  
タレバナラ  
ソウナルハ人間ヲ敵味  
方ニ類別スルホド強ク  
ナレバナラナ

# 4. 政治の概念

- ポリス（公共の福祉）への政治～「警察」への縮減、緊急事態条項
- 力としての政治～敵・味方の区別、異質な他者の存在の殲滅、同盟政策
- 共存の政治～暫定協定、信仰の自由、魂の自由、政治的寛容、立憲主義、安全保障政策

# 4. 政治の概念

- ポリス（公共の福祉）への政治～「警察」への縮減、緊急事態条項
- 力としての政治～敵・味方の区別、異質な他者の存在の殲滅、同盟政策⇒抑止力
- 共存の政治～暫定協定、信仰の自由、魂の自由、政治的寛容、立憲主義、安全保障政策  
⇒安心供与



# Peaceful Coexistence

「平和国家」の  
岐路に問う

# 5. 憲法9条の国内憲法的側面

- ナショナリズムを欠く憲法の「国民的基盤」
- 消極的権限配分条項
- 正統化論の基礎
- 財政根拠条項



# 5. 憲法9条の国内憲法的側面

- 統治機構論の側面（軍事力の統制、特に9条2項）
- 消極的権限配分条項
- 正統化論の基礎
- 財政根拠条項

# 5. 憲法9条の国内憲法的側面

- 統治機構論の側面（軍事力の統制、特に9条2項）
- ~~消極的権限配分条項~~
- 正統化論の基礎～自衛隊違憲論
- 財政根拠条項～GNP 1%枠

# 5. 憲法9条の国内憲法的側面

- 防衛費2倍論の衝撃
- ~~消極的権限配分条項~~
- 正統化論の基礎～自衛隊違憲論
- ~~財政根拠条項～GNP1%枠~~

# 5. 憲法9条の国内憲法的側面

- 政治社会の非軍事化が支えた、精神の自由（魂の自由）、個としての「存在権」 （佐々木惣一）

政教分離（国家と教会の分離、政治社会の非宗教化）と信教の自由との対比

- ~~消極的権限配分条項~~

- 正統化論の基礎

- ~~財政根拠条項～GNP1%枠~~



ご清聴  
ありがとうございます  
ございました

「平和国家」の  
岐路に問う